

## 安八ふれあい祭り2026出店要領

### 1. 目的

安八ふれあい祭り実行委員会（以下「実行委員会」という）が、同祭りの廉売市出店等に係る取り決めを行うことにより、事業の運営を円滑に行うことを目的とします。

### 2. 開催日

令和8年11月7日（土）～ 11月8日（日）

### 3. 開催場所

安八町役場庁舎駐車場及び周辺

### 4. 開催時間

11月 7日（土） 午前10時～午後4時00分

11月 8日（日） 午前 9時～午後4時00分

### 5. 搬入日時（時間厳守）

11月 7日（土） 午前9時まで

11月 8日（日） 午前8時30分まで

### 6. 搬出日時（時間厳守）

11月 7日（土） 午後4時40分から

11月 8日（日） 午後4時30分から

### 7. 出店対象事業者

出店対象事業者は、地元商品出品者、産地直送品出品者、飲食品出品者とします。

### 8. 出店者駐車場

町臨時駐車場とします。但し食材を保冷車にて保管する業者はハートピア安八北側に駐車場を確保するのでその旨申し出てください。（保冷車に限定し、ナンバーを報告する）

### 9. 陳列台等

陳列台、椅子等は出店者で準備してください。但し実行委員会に陳列台、椅子の準備を申し込む場合は、陳列台1台1,700円、椅子1脚500円にて貸し出すこととします。

### 10. 出店料

1コマ（テント半分間口2.7m×奥行3.6m）※キッチンカーは1台につき1コマの出店料とします。

町内業者： 10,000円

※安八町商工会会員は町内業者とする。

町外業者： 20,000円

受益者負担として、電気を利用する出店者は2,000円、水道を利用する出店者は1,500円を別途徴収します。

（1）実行委員会が「無料配布」などボランティア性の高い出店と認めた団体等は無料。（企業を除く）

（2）実行委員会が、町行政等に大きく寄与する団体と認めた場合は町内業者出店料の2分の1とします。

（3）特別のコマについては上記出店料以外に別途定めます。

### 11. 総コマ数

出店ブースのコマ数は100コマ（テント50張り）以内（キッチンカー含む）とします。但し、出店申込者1名につき2コマまでとします。

### 12. 出店申込方法

出店申込は、専用申込フォーム（LoGo フォーム）にて受付します。

別途出店申込書（附属書類：本人確認書類、表明・確約に関する同意書、従業員等の参加者一覧表、確認書類貼付用紙を含む）及びイベント等への出店個票、営業許可書（写）（取得者のみ）は安八町商工会へ郵送または持参にて提出してください。

**※令和8年9月25日（金）必着**

13. 出店申込受付期間

町内業者 ※商工会会員、代表者が町内在住者である町内団体、または町内に事業所がある事業者が対象。

受付開始：令和8年9月7日（月）～令和8年9月25日（金）

町外業者

受付開始：令和8年9月14日（月）～令和8年9月25日（金）

※出店申込は、先着順で定数に達し次第締切ります。

※申込フォーム送信時点では仮受付となり、実行委員会確認後正式決定通知を送付します。

※重複申込は無効とします。

※申請内容に虚偽がある場合は受付を取り消す場合があります。

※システム上、同時刻に複数申込があった場合は事務局側受信時刻により判断いたします。

14. コマ割

コマ割は、出店内容を考慮し、実行委員会において決定します。

15. 商品管理

各出店者において商品管理を行い、実行委員会は盗難等への責任は負いません。また、天変地異・火災等による損害についても責任を負いません。

16. 営業許可

露店営業等の許可証をお持ちの方は、許可証のコピーを申込時に事務局に提出ください。

許可証をお持ちでない方は、商工会事務局までお尋ねください。

17. 衛生管理

食品類の衛生管理は、食品衛生法等を遵守し食中毒等の発生に充分留意してください。

飲食提供を行う場合は、食中毒等を防止する法令により「ふた付のゴミ箱」「給水タンク」「消毒液を備えた手洗い設備」「冷蔵庫・クーラーボックス等の保管設備」を配置願います。

18. 清掃

（1）出店者は、段ボール箱や出品材料残材など自らの出店に係る不要物（ゴミ類）は、必ず持ち帰ることとします。

（2）出店者は、各自ホウキ、チリトリ等を持参し、テント周辺を清掃するとともに、各自が準備したゴミ袋に、燃えるゴミ、燃えないゴミに分別した後、中央公民館北側のゴミ集積場まで運んでください。

（3）油及び生ごみについては、各自持ち帰りください。

19. その他

（1）商習慣を乱す行為は、絶対行わないでください。また危険な物品や遊具（例：エアガン・ブーメラン等）及び「当たり」が入っていないなど詐欺行為にあたるような「くじ」の販売は行わないでください。

（2）購入者等からの苦情については、出店責任者自らの責任と費用をもって対応してください。

（3）商品の陳列及び販売は、他の出店ブースや来場者の通行の妨げにならない範囲で行ってください。

（4）別紙表明・確約に関する同意書に違反する者は、出店はできません。

（5）火器を使用する出店者は、消火器を常備してください。また、発電機を使用する者は、ガソリンの補充時には必ず電源を切ってから作業をすることなど、取扱いに関する注意事項を守ってください。

（6）出店者説明会は10月22日（木）午後2時から安八町商工会2階会議室で開催しますので、出席願います。